

(安田賞)受賞論文

公的介護保険制度の課題と今後の方向

— 日独の意識調査を踏まえて —

高橋 俊雄

はじめに

急速に進みつつある我が国の高齢化、少子化の傾向に対し、今迄各種の政策展開がなされて来たが、抜本的解決策はまだ見られないことも事実である。

特に高齢者の問題についてはその経済的位置づけは勿論のこと、高齢化に必然的に伴う介護の問題に関し、この10年程の間在宅介護を大命題にしながら、その政策的裏付けはまだまだ乏しいもので、この問題解決を図るには程遠いものであった。

一方、高齢者の医療制度に関わる問題点として、社会的入院に象徴されるような医療制度の展開による全医療費に占める高齢者医療費比率の高騰も、今後の高齢者福祉を考えて見る時看過し得る範囲を逸脱している。

この間、独においては、この問題に関し20年程前より政策が検討されて来ていた。それが1995年より実施に移された公的介護保険制度である。(PFLEGE VERSICHERUNG)

そこで、この独において先例のある公的介護保険制度を我が国への導入を図ることにより、在宅介護における介護者の機会費用にも目を向け、同時に医療制度の中の福祉領域の費用費目を明らかにすることで、我が国における医療、福祉両制度の今一度の改革を意図したのである。

この公的介護保険制度について、先ず各種資料によりその内容を渉猟することで、その問題点、課題、特徴を探ることとした。同時に、既に3年前より実施済みの独と、昨年末、法案の成立を見た我が国の国民に対し意識調査を実施することにより、資料面と調査の結果の両面から、我が国に

おける公的介護保険制度の内容につき、その制度の裏にある制度的インフラや、制度自体の改善点を提言し、本保険制度の実施に向けてより良い論議がなされればという目的で本論文の作成を企図した。

ただし、意識調査のサンプルは費用的、あるいは能力的に、私自身の関係した企業の社員であることをお断りしておきたい。

第一章 日独両国の公的介護保険制度の特徴と課題

本来的には日独の両公的介護保険制度の内容をここに記述すべきであるが、紙数に制限のあるために内容自体は割愛し、その特徴と課題についてのみここに記すこととする。

I 独の公的介護保険について

- 1 社会保険制度による社会保障制度の歴史が長い。前提として、独においては19世紀後半より国の社会政策としての社会保険制度が展開されていた。我が国ではドイツの普遍的な社会保険制度による社会保障が取り入れられたのは20世紀に入ってからであり、その本格化は第2次大戦後である。それだけに、独における社会保険制度に対する認識は我が国に比し深いものがある。
- 2 介護保険制度の理念は自立生活支援である。そのために自己決定は条文の中に権利として明文化されている。さらに在宅介護の優先性が明記されている。
- 3 独の介護保険制度においては要介護者の範囲は障害者全てであり、又年齢の区別もしていない。
- 4 介護に対する給付も、現物による給付と現金給付の選択性になっている。又、これをサービ